第十号様式（第十二条第四項）

個人情報の開示に係る通知書

第　　　　　　　号

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　様

千葉県知事　　　　　　　　印

　年　　月　　日付けの　　　　　　　　に関する情報が記録されている個人情報の開示請求について、次のとおり個人情報を開示することを決定したので、千葉県個人情報

　　 第26条第3項

保護条例　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　の規定により通知します。

第48条において準用する同条例第26条第3項

|  |  |
| --- | --- |
| 開示請求に係る個人情報が記録されている行政文書の件名 |  |
| 開示される個人情報に含まれている　　　　の情報の内容 |  |
| 開示決定に係る年月日等 | 年　　月　　日付け　　　　第　　　号 |
| 開示決定をした理由 |  |
| 開示を実施する日 | 年　　月　　日 |
| 担当課（所） | 電話番号（　　　）　　　－ |
| 備考 |  |

教示

１　この通知に係る決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この通知に係る決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。